

## ○函館市公告式条例

昭和25年8月23日

条例第24号

改正 昭和29年12月22日条例第27号

昭和31年9月29日条例第28号

**第1条** 地方自治法第16条の規定に基く公告式は、この条例の定めるところによる。

**第2条** 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、市長が署名する。

**第3条** 条例の公布は、市の掲示場に掲示して行う。

2 前項の掲示場は、市役所の前に置く。

**第4条** 規則、規程、告示及び訓令等を公布又は公表しようとするときは、公布又は公表の前文、年月日及び市長名を記入し、市長の公印をおすものとする。

2 第3条の規定は、前項の公布又は公表に準用する。

**第5条** 第3条及び第4条の規定は、議会、委員会、委員、その他市の各機関の定める規定その他で公表を要するものに準用する。この場合において、第4条中「市長」とあるは「当該機関又は当該機関の代表者」と読み替えるものとする。

### 附 則

この条例は、昭和25年9月1日から施行する。

### 附 則(昭和29年12月22日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和29年7月1日から適用する。

### 附 則(昭和31年9月29日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。